

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 24

2007年4月16日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : <http://www4.nasuinfo.or.jp/~asc/>

理事からのメッセージ

心に生き続ける人 Fさんのこと

佐藤賢二

4月のある日、茨城県内にある病院の救急救命病棟を訪れた。病棟の待合室で二人の男性が静に話されていたが、私と同行者の顔を見かけると思わず笑みを浮かべて、「いや、こんな遠くまで来てくれて・・・」とうれしそうに話しかけてくれた。そして息子さんの「医者からは今日が峠と言われていて、お袋まだどうなるかわからないんだ。脳の大部分がつぶれちゃっているんだって、でも、顔はまったくキズもないし、良い顔して寝ているよ。生命維持装置とかは何もつけていなくて、生命力強いんだよな・・・」という話しかから、何故か危篤状態にあるFさんのこれまでの“武勇伝”の談笑となった。

Fさんは今年80才で、認知があり要介護4、小山にあるNPO法人あじさいの古くからのご利用者さんで、「わたしや大病を患ったけど毎日歩いて元気になったんだから」と、歩くことを日課とし、途中道がわからなくなり、隣県の群馬、茨城県で発見されることもしばしばあるという方だ。さらに最近では瞬間移動“ヒッチハイク”も身に着けていた。

ご家族とケアマネ、デイ、ヘルプ担当者は、ご本人の「散歩したい」との意思の尊重よりも、散歩に出て事故にでも遭ったらとの安全確保を優先し、Fさんの大爆発をしばしば招いていた。さまざま工夫すれどもご本人は満足せず、ご家族、ケアマネ、デイ、ヘルプ担当者とも疲れ果て、ということを繰り返していたように思う。

しかし、この1年ぐらいは、認知のご利用者として仲良くソファに座って時間を過ごし、昼食後のFさんが散歩に出かける姿に「行ってらっしゃい」と声をかけるデイのスタッフ、それに「あいよ」とうれしげに答えるFさん。夕方行方不明になっても、「今迎えに行っても、お袋歩き足りなくて満足しないよ。また出かけちゃうよ。もうしばらくほっておくさ」と明るく答える息子さん。Fさんは自らを変えることなく、回りの意識、かかわり方を変えさせてきたように思う。

おそらく、Fさんはこの後、意識を取り戻すことなく、あじさいを再度利用されることもないだろう。しかし、この後もあじさいにFさんの存在が生き続けるように思う。“意思の尊重”ということ、ケアとは何かを考えさせられる存在だったからだ。でも、もう一度あの愛嬌のある笑顔に接したいものだ。

(アスク理事・とちぎ労働福祉事業団理事長・介護支援専門員)

『障害者自立支援法』を問い直す

加藤悦雄

2007年3月18日(日)に「障害者の地域生活支援と私たちに問われていること - 県内ソーシャルワーカーの実践と提言 - 」と題するシンポジウムが行われました(とちぎ福祉プラザ)。シンポジストとして西部雅昭さん(知的障害者入所更正施設「マ・メゾン光星」事務室長)、増山明美さん(社会福祉法人プロ・ニューの森・多機能型事業所さのサービス管理責任者)、檜山光治さん(社会福祉士)をお迎えし、実践報告及び提言に続いて、フロアを交えた討議が行われました。シンポジウムの進行は加藤がつとめました。以下シンポジウムの概要をお伝えします。



加藤さん、西部さん、増山さん、檜山さん

西部雅昭さんからは、障害者の地域生活支援の構想に先立って、これまでのマ・メゾン光星における利用者の地域移行の状況が報告されました。昭和40年代～60年頃までは、障害程度の軽い利用者も多かったという事情もあり、利用者の社会復帰が日常的に取り組みられていました。当時の資料を紐解くと、施設への入所日だけでなく「退所予定日」も記されています。その一方で、酪農や中小企業に就労しても定着率が低いなど、後々福祉のネットワークから切り離されてしまう人も稀ではなかったという現実もあります。

昭和60年代以降になると、利用者の高齢化や重度化が徐々に進行する結果、利用者の地域移行は停滞していきます。他方でこうした利用者の状況を踏まえ、施設内での暮らしの充実が図

られると同時に、就労した人びとへのアフターケアが行われ始めた結果、職場定着率の向上が見られるようになります。現在「障害者自立支援法」の時代を迎え、施設として難しい判断が求められ始めました。

「施設解体論」が喧伝され、「就労・自立・地域移行」が政策の柱に据えられた結果、利用者と家族との関係(葛藤)、女性や金銭(サラ金)をめぐるトラブル等々、新たな不安要因も目立ち始めています。利用者の安心できる暮らしの保障・自分らしい暮らし方の模索を支援するため、施設は利用者の「同伴者」になることが求められています。地域における暮らし方を左右する要因として、社会資源や地域文化も問われていますが、数多くの事件や事故など不安要因が目立つことも否めません。

精神医学ソーシャルワーカー(PSW)としての増山明美さんの実践は、「時代に生きる精神障害者一人ひとりのニーズや生活要望に即して、障害者と対話を重ねながら必要なサービスを作り上げてきた歴史」であり、ボランティア精神をもつ専門職というアイデンティティが認められる人物です。増山さんの実践は精神病院において開始されますが、そこで出会ったドクターは就労訓練も実施するなど、当時としてはとても開放的な処遇が日常的に行われていました。例えば近所の商店街に買い物に行くなど、地域の社会資源を活用する状況も見られ、その

結果地域の人びとも障害者をふつうに受け入れ、接するという流儀が身についていったように思われます。

さて以上のような取り組みの中から、「地域社会に暮らして、自分らしく生きていこう」という機運の盛り上がりを契機に、今から約10年前小さなアパートを拠点とする活動が開始されます。この背景には「本当に障害を知りたかったら、共に生活するしかない」という、かつて病院の職員であったメンバーに共有された思いもありました。重点テーマは「生活支援」でした。生活の中身が豊かになれば、自分の障害と折り合いをつけながら、自分らしく生きていくことができるという考えです。

その後利用者の「暮らしの環境」を豊かにするため、グループホーム（大家さんからアパートを借りるという手法を取った）、仲間同士働き交流できる場、就労の場（配食サービスなど）、息抜きのできる喫茶店等、数々の居場所を地域社会の中に作り上げていきます。何十年来地域住民と共に生きてきた積み重ねが、地域社会における実践を反対運動など皆無の状態で開催できた基盤になるものでした。

「障害者自立支援法」の時代に入り、自立支援や就労支援というキーワードが登場しましたが、自分達は「生活支援」というテーマにこだわり続けたいと考えています。また新しい法律や制度に翻弄され操られるではなく、あくまでも私たち自身が制度を上手く活用していくというスタンスを手放すべきでないと考えます。それは利用者の暮らしに責任をもつのは事業者であるという視点と裏腹にあるものです。最後に今までの実践から得られた「地域で生活するための7か条」が報告されました。

檜山光治さんからは、障害福祉政策の現場に最も近い人物という立場から、「福祉政策論」

なお、以上のシンポジウムの概要（要約）は、各シンポジストによる確認を経ていないため、上記内容に関する責任はアスクに所在します。

（アスク理事・作新学院大学女子短期大学部准教授・社会福祉士）

の観点を中心に「障がい者の地域生活を支える仕組み」が提起されました。時間ができると福祉現場に赴き、現場の声を出発点に政策立案に携わる立場から、障害者の地域生活支援体制に欠かせない要件を四点に整理しお話されました。障がい当事者の身近に次の体制があつてこそ、地域生活は現実のものになります。

一つ目は「相談支援体制」です。この体制にはサービス管理責任者や相談支援事業者が組み込まれていることが欠かせません。二つ目は「生活支援体制」です。生活はとても多義的な概念であり、結婚・お金・住居・就労等多様なニーズに応えられる必要があります。三つ目は「関係支援体制」です。当事者と長きに亘り関係を継続できる人（信頼関係に基づく支援者）です。四つ目は「医療との連携」です。当事者の生存を支える医療は、障害者支援に不可欠な社会資源です。

「障害者自立支援法」は社会福祉基礎構造改革という大きな改革の流れの中で登場してきました。「契約」関係等に代表されるように、利用者と提供者との対等な関係を基盤として、福祉当事者一人ひとり異なる弱い部分を支援者が支え補い、一人ひとり権利を行使して自分らしく生きていける体制を作ることを目指しています。しかし障害者自立支援法はその依って立つ理念とは裏腹に、運用上数多くの問題を露呈しました。経済的な保障を放置した状態での定率（1割）負担の導入、ニーズに立脚したケアマネジメントの不在、先述したサービス体制や基盤整備の立ち遅れなどです。こうした課題を顧みると、私たちは社会福祉や社会保障の「本来の意味」を改めて思い起こし、問い直していく、こうした重い課題（責任）を担っているのではないのでしょうか。私たちはその分岐点に立たされているのです。

監査、介護サービス情報の公表、外部評価、第三者評価を 精査、調整して、負担軽減を求む

早乙女 順子

県の監査と介護サービス情報の公表制度は調査される事業者側から、外部評価と第三者評価は調査する調査機関の側から経験して、これらの制度が事業者、調査機関双方にとって、お金も時間もかかるもの、それぞれの制度の見直しと調整が必要だと感じた。今回、監査に立ち会って更にそう思えた。

私の所属する居宅支援事業所では、県職員二人が訪れ、午前10時から始まった監査、挨拶が済むと最初に聞かれたのは勤務実態だった。

一人は新人の非常勤のケアマネ（私）の勤務状況と常勤のケアマネの勤務状況を丹念にチェックすることから始まった。主に、書面による事前調査項目を確認していた。もう一人は、利用者の個人記録簿を読み、時々、その内容を確認する。その年によって重点を置く監査項目があるのだろうか。各種規程、マニュアル類にはほとんど触れず仕舞いだった。監査項目は事業者として守るべき最低基準、できていることを前提に内容を確認していく。

監査の中で、介護予防プランでは対応できない困難事例、要介護1で車イスやベットが必要なのに利用が出来なくなった事例やケアマネのかかえている課題を挙げると、それらに対して一つひとつ丁寧に応えてもらえた。

（監査の中で、歩行や立ち上がりが困難な要介護1の利用者のケアプランに対して、車イスでの散歩やベットの利用を勧められたことには驚いた。市から「国からの通知」を示され認められなかった車イスやベットを、監査では同じ「国からの通知」を読み上げられ勧められた。同じ「国からの通知」を正反対の判断根拠に使うとは、市と県との認識の違いは何なのだろう。）

監査は、基準を満たしているか、実施されているか、出来ているかを確認する点においては「情報の公表制度」と同じで、監査項目と調査

項目は重なる項目もある。しかし、監査と「情報の公表制度」は勿論違う。

監査は、改善に向けて強制力があるので最低守らなくてはならない基準の質を担保する。

「情報の公表制度」は、毎年受けることが義務づけられており、調査受審料は事業者負担有料であるが、改善に向けての強制力はなく、サービスの質の向上を直接促さず、「情報の公表」により市場原理が働き二次的にサービスの質が向上することを期待する。しかし、期待通りとはなっていないのが現状である。サービスの質の向上に結びつきにくいシステムである。これが調査費用を事業者が負担することに納得できない所以でもある。

介護保険事業者は監査と情報の公表、グループホームでは監査と外部評価、特養などは監査と情報の公表に加えて第三者評価を受審すると、年に何度か事前調査票の記入、訪問調査と同じようなことを繰り返している。それらに費やす時間は小規模事業所では負担となる。

監査、介護保険サービスの情報の公表、グループホームの外部評価、福祉サービスの第三者評価、それぞれの制度間で代替できるもの、統合できるものを精査して、利用者の利益を保護しながらも、事業者の負担軽減を図ってほしいものである。

（アスク理事・那須塩原市議会議員・薬剤師・
介護支援専門員）

次号のニュースレターは7月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
表記の宛先に、6月末までにお寄せください。

アスクの活動から～福祉サービスの評価活動

《栃木県》社会福祉法人スイートホームひまわり通所介護事業所（都賀町）

通所介護事業所に対する栃木県の評価基準は今のところありませんので、東京都方式を使用して評価を実施しました。結果は4月中にアスクのホームページに掲載予定です。

《認知症高齢者グループホーム外部評価》

社会福祉法人光誠会「グループホームフローラ」（高根沢町）外部評価公表済み

W A M N E T (<http://www.wam.go.jp/>)

ファミリーケア有限会社「グループホームおおぞら」（宇都宮市）外部評価活動中

インフォメーション 市民福祉情報 <http://haskap.net/>より

ハスカップ・セミナー2007

「サービスを考える」シリーズ No.01

在宅医療を考える

～『終りよければすべてよし』先行上映と
ミニ・シンポジウム～

改正介護保険法では

施設サービスなどの居住費・食費が自己負担になり、在宅に戻らざるをえない人たちが出ています。療養病床は2012年の大幅な削減に向けて準備がすすんでいます。

そして、医療制度改革関連法などにより在宅医療の充実がはかられるといわれています。介護保険も医療保険も「在宅指向」がすすむなか、多くの人たちの「自分の家で死にたい」という思いは実現されるのでしょうか？

日 時：5月19日(土)13:15～17:00(開場13時)

会 場：新宿区立 新宿歴史博物館 講堂
(JR四ツ谷駅徒歩5分)

参加費：2,000円

主 催：オフィス・ハスカップ

<http://haskap.net/>

協 力：自由工房 岩波ホール

13:15～ 長編ドキュメンタリー映画『終りよければすべてよし』(羽田澄子演出・自由工房)

15:30～ ミニ・シンポジウム

羽田澄子さん(記録映画作家)

太田秀樹さん(医療法人アスミス理事長・医師)

安岡厚子さん(NPO法人サポートハウス年輪理事長・ケアマネジャー)

申込：<http://www.haskap.net/070519form.htm>

認知症デイサミット in 練馬

「認知症の方とよりそって生きるために
～今、わたし達ができること～」

日 時：5月11日(金)18:00～21:00

会 場：練馬区役所地下多目的ホール

基調講演：浅川澄一(日本経済新聞編集委員)

パネリスト：中島加代子(「木瓜の会」)

干場 功(「彩星の会」)

参加費：無料

主 催：認知症の人を支える家族の会「木瓜の会」
若年認知症家族会「彩星の会」

申 込：デイサービス金のまり

TEL 03-6766-8660 FAX 03-6766-8680

遠距離介護セミナー

「親の認知症やうつが気になるあなたへ
別居の子にもできることは？」

日 時：5月27日(日)13:00～17:00

会 場：女性と仕事の未来館ホール

(東京・三田、JR田町駅徒歩3分)

基調講演：「認知症の人の心理的ケア」

長田久雄(桜美林大学教授)

特別講演：「私の老後・親の老後」

香山リカ(精神科医/帝塚山学院大学教授)

お悩み軽減ディスカッション

永田久美子(認知症介護研究・研修東京センター主任研究主幹)

太田差恵子・NPO法人パオッコ理事長

参加費：無料

主 催：NPO法人パオッコ(離れて暮らす親のケアを考える会) <http://paokko.org/>

申 込：info@paokko.org

